

院外処方箋における医薬品の一般名処方について

当院では国の方針に従い、後発薬（ジェネリック薬）の使用を積極的に取り組んでおります。

最近、後発薬に限らず先発薬においても供給が不安定な状況が続いています。

そこで、当院では院外処方箋の一部の薬剤で「一般名（成分名）」で記載することがあります。

一般名で処方する際は、【般】と記載されます。

薬剤は、院外の薬局で銘柄によらず薬局の在庫状況に応じて同一成分薬で調剤します。

これによって待ち時間の短縮や薬剤の取り寄せが不要になることがあります。

例) 院外処方箋：【般】ロキソプロフェン錠の場合

⇒ 院外薬局での調剤： ロキソプロフェン錠「銘柄」（後発品）

： ロキソニン錠 （先発品）

なお、入院等の院内処方では供給状況に応じて別の銘柄や同じ効果を持つ薬に変わることがありますので、あらかじめご理解とご協力をお願いいたします。

もしご不明な点がございましたら、医師、薬剤師にご相談下さい。



令和6年6月
北上済生会病院 院長

